

次期京都市基本計画検討資料

政策分野 <障害者福祉>

1 序

1-1 京都市基本構想における関連記述 1P

1-2 現行京都市基本計画に掲げた政策 2P

1-3 これまでの主な取組 3P

2 次期京都市基本計画策定に向けた論点 7P

2-1 論点1 現状と課題 8P

2-2 論点2 政策の基本方向 10P

2-3 論点3 市民と行政の役割分担と共に 19P

2-4 論点4 10年後に目指すべき姿 21P

3 参考資料

3-1 現状分析関連データ 26P

- ・客観データ
- ・市民の声
- ・関係団体意見等
- ・各区基本計画策定に当たって現時点で出された課題

3-2 主な分野別計画の概要 49P

3-3 融合委員会ワークショップ結果 52P





1 序

1－1 京都市基本構想における関連記述

～ひとりひとりが支え、支えられるまち～

少子高齢化が進むなか、高齢者や子ども、そして障害のあるひとが、個人としての生きがい、社会の一員としての生きがいを感じつつ、のびのびとくらせるようになることが大切である。そのためには、保健・医療・福祉の制度や雇用・就業形態をはじめとして、社会のあらゆるしくみが少子高齢社会、男女共同参画社会にふさわしいものへと改編される必要がある。また、かつて地域社会がもっていた住民の相互支援のしくみを、現代の生活環境に合うようなかたちにつくり直す工夫が必要となる。



1－2 現行京都市基本計画に掲げた政策

～すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす～

だれもが住み慣れた地域社会のなかで、そのひとらしい幸せな日常生活が健やかに送れるよう、保健・医療・福祉などのくらしの基盤となるサービスや支援ネットワークが充実しているまちの実現をめざす。



1－3 これまでの主な取組

- ① 「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画2008－2012」を策定、推進



基本目標

障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- ・ 障害のある市民が社会の一員として、等しく普通に地域生活を送ることのできるまちをめざします。
- ・ 障害のある市民が能力と適性に応じて活動する場を得て、いきいきと暮らすまちをめざします。
- ・ 障害のある市民が地域社会の中で、必要なサービスを適切に利用し、安心して暮らすまちをめざします。



② 障害のある市民へのサービス提供基盤の整備を推進

北山ふれあいセンターの開設



障害者地域生活支援センター

障害のある市民が地域で身近に利用できる相談窓口として設置を推進。
市内15箇所の設置を完了

発達障害者支援センター

「かがやき」の開設

こころのふれあい交流サロン

精神障害のある市民の日中の居場所であり、地域住民と気軽に交流できる場として設置。市内16箇所を設置し、すべての行政区で運営





③ 障害のある市民を支援するネットワークの構築

京都市障害者就労支援推進会議



障害者自立支援法における利用者負担軽減策について

《18年度 「京都方式」の実施》

福祉サービス等

- サービス、医療等に係る月額上限額を国基準の2分の1に軽減
- 総合上限制度の創設
- ###### 障害児施設

 - 通所施設の月額上限額を本市保育料と同程度に設定
 - 実費（食費）についても軽減対象

《19年度 「新京都方式」の実施》

特別対策

国において、通所・在宅サービスについて、軽減対象を市民税所得割16万円未満まで拡大するとともに、月額上限額を4分の1に引き下げる軽減策を実施

福祉サービス等

- 国の軽減策を取り入れるだけでなく、本市独自に重度障害者に配慮する。
- 「市民税所得割16万円未満」を自立支援医療、補装具及び総合上限にも適用
- ###### 障害児施設

 - 月額上限額を更に2分の1にするとともに、市民税非課税世帯については無料化

《20年度 「新京都方式」の更なる充実》

緊急措置

国において、通所・在宅サービスについて、月額上限額を8分の1に引き下げ、また、障害児のサービスについて、軽減対象を市民税所得割28万円未満まで拡大するとともに、月額上限額を8分の1に引き下げる軽減策を実施。
また、所得認定を「世帯単位」から「個人単位（本人及び配偶者）」へ見直す。

福祉サービス等

- 国の軽減策を取り入れるだけでなく、引き続き、重度障害者へ配慮する。
- 国の抜本的見直しの方向性を先取りする総合上限制度を継続実施
- ###### 障害児施設

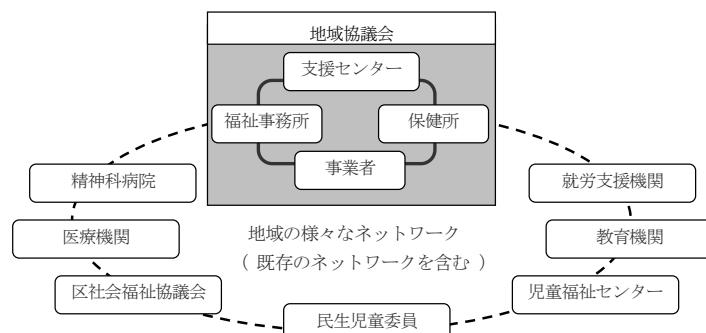
 - 国の軽減策を本市独自に実費（食費）も軽減対象に含めて実施

《21年度 「新京都方式」の継続》

国は、現行の軽減策を継続するとともに、一部拡充として、軽減措置を適用するために必要な「資産要件」は撤廃し、また、「心身障害者扶養共済給付金」については個別減免時の収入認定から除外する。

- 自立支援医療や重度障害のある方への配慮が依然として不十分なため、「新京都方式」を継続する。

障害者地域自立支援協議会と地域とのネットワーク



④ 「京都方式」「新京都方式」により 福祉サービスの利用を総合的に支援



◆京都市未来まちづくりプラン掲載事業

- ・障害者就労支援推進事業
- ・発達障害者支援センターの拡充
- ・発達障害児等の療育教室の拡充
- ・醍醐和光寮再整備



2 次期京都市基本計画策定に向けた論点

論点1 現状と課題

- ◇ 活かすべきチャンス（機会）は？放置できない問題（脅威）は？
- ◇ 活用できる資源（強み）は？克服すべきもの（弱み）は？

論点2 政策の基本方向

- ◇ 今後10年間の基本的考え方、価値観は？

論点3 市民と行政の役割分担と共済

- ◇ 政策の推進に当たって市民や行政が行うべきことは？

論点4 10年後に目指すべき姿

- ◇ 10年後のあるべき姿やそれが達成された状況を図る指標・目標値は？



2-1

論点1 現状と課題

- ◇ 活かすべきチャンス（機会）は？放置できない問題（脅威）は？
- ◇ 活用できる資源（強み）は？克服すべきもの（弱み）は？



<現状分析>

活かすべきチャンス（機会）	放置できない問題（脅威）
<ul style="list-style-type: none">○国は、施設から地域生活への移行を促進する取組を強化しており、在宅生活を支える施策の利用は大きく拡大してきている。<26P～27P>○必要な施設の整備促進等により、社会参加促進に係る事業は全体として拡大している。<28P>○就労を推進するための取組を強化してきており、総じて働く機会や場所の提供はやや広がってきている。<29P～31P>○障害者権利条約の国連における採択及び日本政府の署名により、障害のある人に関わる様々な制度が大きく変革する契機となる可能性がある。<32P>○国は、多くの課題が指摘されてきた障害者自立支援法を廃止し、総合的な制度を新たに創設する方針である。	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人からは、依然として、障害のある人に対する理解や関心を求める声が多く、啓発の推進が求められている。<33P>○障害のある人やその家族の高齢化が進展する中で、協働の取組の新たな担い手（実施者）が少なくなっている。<34P>○震災や風水害の発生時における避難に不安の声がある。<35P>○地域生活移行や一般就労への移行が進んでいる中、障害のある人のニーズが多様化している。<36P>○雇用環境は依然として厳しく、一般就労の促進に影響を及ぼしている。<15～17P>○高次脳機能障害などの「制度の谷間」への支援ニーズが顕在化している。<37P>
活用できる資源（強み）	克服すべきもの（弱み）
<ul style="list-style-type: none">○障害者団体やボランティア団体との協働により、啓発活動、社会参加や地域生活を支援する施策を先進的に実施してきた実績がある。<38P>○全ての人にとって生活しやすい社会環境整備を目指し、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を施行している。<39P>○地域生活を支える相談支援機能、就労を推進する連携・協働の枠組みは整備してきた。<40～41P>○地域活動支援センター（共同作業所型）や小規模通所授産施設の障害福祉サービス事業所への移行を支援する制度・施策が充実してきた。<42P>	<ul style="list-style-type: none">○必要な支援を受けながら地域生活を送ることができるよう施策を充実する一方、市民と共にノーマライゼーションを根付かせていく必要がある。○障害福祉制度は改正が繰り返されており、市民や事業者にとって分かりやすく安定した制度となるようにしていく必要がある。<43P>



2-2

論点2 政策の基本方向

◇ 今後10年間の基本的考え方、価値観は？

<これまでの意見>

- ・ 高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉は密接な関係
- ・ 障害者が働く場・地域デビュー・生涯学習する場
- ・ 施設で働く職員の待遇の改善



<現在の方向性>

・障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支え合い安心してくらせるまちづくりを推進

- 1 みとめあう ~人権の尊重と理解・協働の促進~
- 2 ささえあう ~相談支援と情報・コミュニケーション支援の強化~
- 3 すこやかに ~保健・医療の充実~
- 4 はぐくむ ~教育・育成の充実~
- 5 くらす ~地域社会生活への支援の拡充~
- 6 はたらく ~雇用促進と就労支援の強化~
- 7 ととのえる ~生活環境の整備と生活の質の向上~

(支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進
計画2008-2012）)



<政策を進めるうえでの悩み>

- **障害者権利条約の批准の動向<13P>**

障害者権利条約の批准に向けて国内法制度の点検・整備が進められているが、本市施策に与える影響の度合いに見通しが立たない状況である。

- **地域生活推進の方向性と依然として高い入所ニーズ<14P>**

地域生活を支援する施策の充実を推進しているが、強い行動障害や医療的ケアへの対応等が必要な重度の障害のある人が、家族の高齢化や死亡等に直面した場合、施設への入所を希望される現状がある。

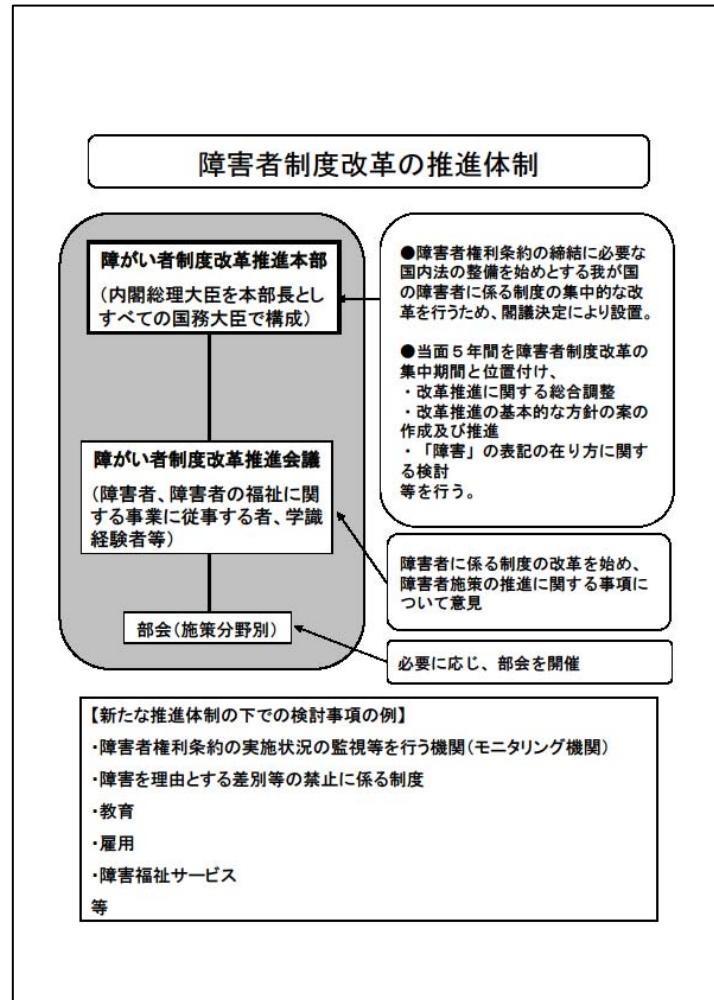
- **障害のある人の厳しい雇用環境<15～17P>**

低迷する経済情勢を反映して、障害のある人の雇用環境は厳しく、雇用拡大の実効を上げることは容易ではない。



<関連データ>

▶ 障害者権利条約の批准の動向



<資料>内閣府：第1回障がい者制度改⾰推進会議

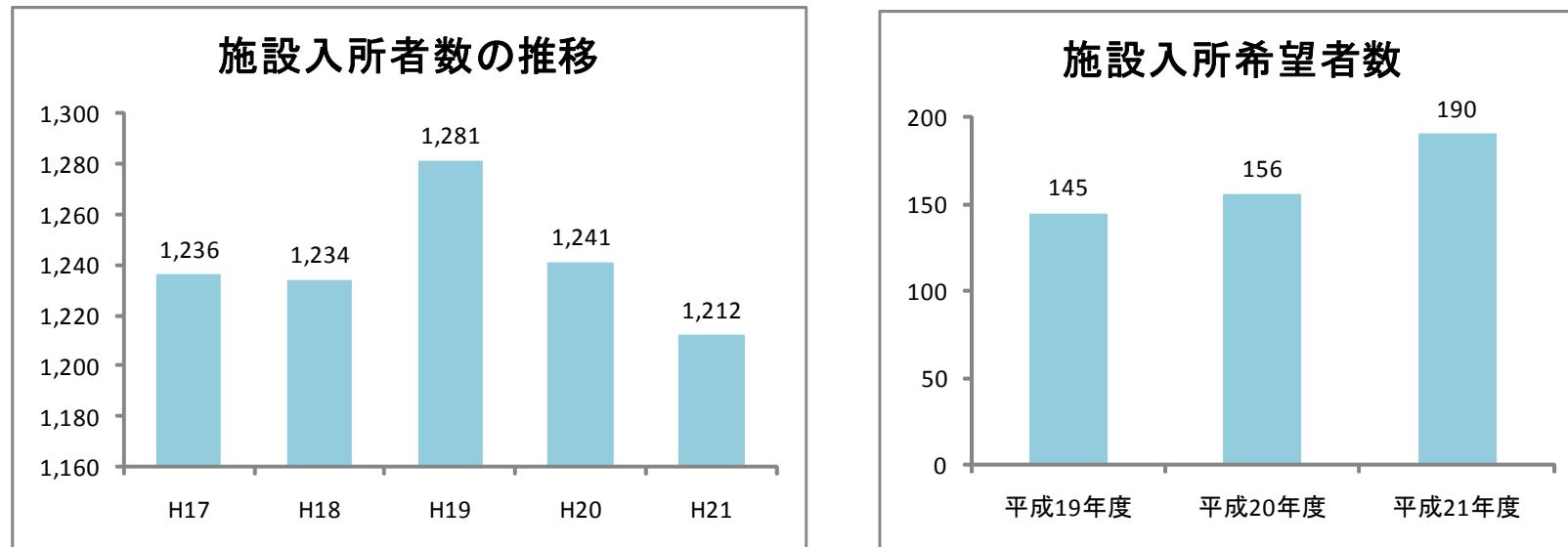
制度改革推進会議の進め方（大枠の議論のための論点表）たたき台 【抜粋】			
推進会議	分野	項目	論点等
第1回	推進会議 初会合	基本的性格 障害の定義 差別の定義 基本的人権の確認 障害者に関する基本的施策 モニタリング その他	(省略)
第2回から 第 回	差別禁止法	法制度創設の必要性 個別分野 関係個別立法との関係 救済機関 相談支援機関 その他	(省略)
	虐待防止法	虐待の定義 虐待行為者による類型 虐待の定義 早期発見義務 通報義務 救済機関 監視機関 相談支援機関 その他	(省略)
	自立支援法	地域社会で生活する権利 障害の定義、適用範囲 法定サービスメニュー 支給決定プロセス 地域移行 利用者負担 医療支援 その他	(省略)
	教育	就学先決定の仕組み 合理的配慮の具体化 聴覚・視覚に障害のある場合の教育 特別支援教育 その他	(省略)
	雇用	一般就労（雇用促進法） 福祉的就労（自立支援法） シームレスな支援 雇用の創出 その他	(省略)
	交通と情報アクセス	バリアフリー新法 情報とサービス	(省略)
	精神医療	地域移行	(省略)
	所得保障	福祉経済予算の確保 「障害」の表記の在り方	(省略)
	ヒアリング		(省略)
第 回から 第 回まで			



<関連データ>

➤ 地域生活推進の方向性と依然として高い入所ニーズ

- 地域生活を支援する施策の充実を推進しているが、強い行動障害や医療的ケアへの対応等が必要な重度の障害のある人が、家族の高齢化や死亡等に直面した場合、施設への入所を希望される現状がある。



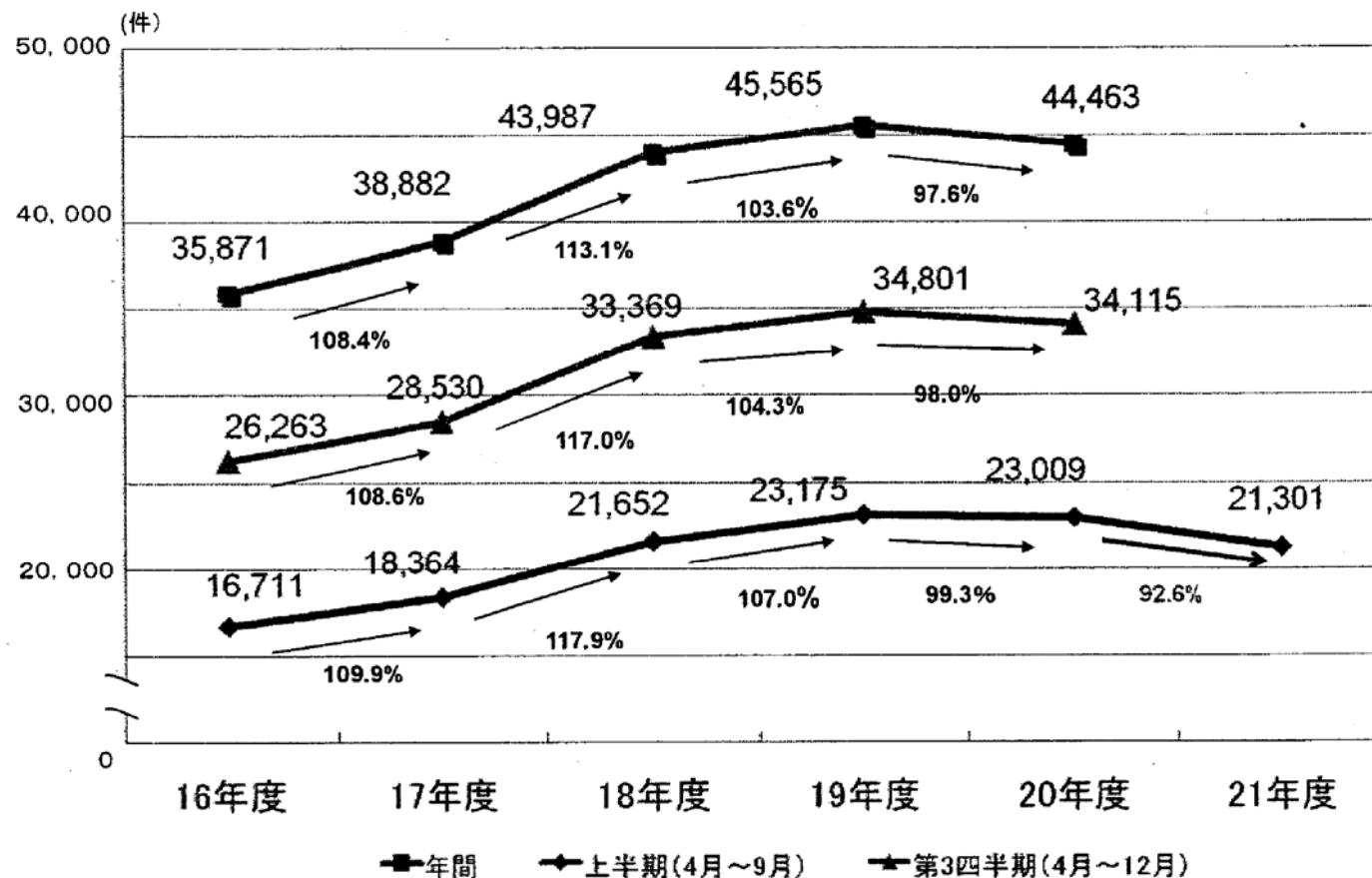
平成17年度は、第1期京都市障害福祉計画策定時の施設入所者数。
以降は、各年度4月1日現在の施設入所者数（通勤寮を除く）



<関連データ>

- 障害のある人の厳しい雇用環境

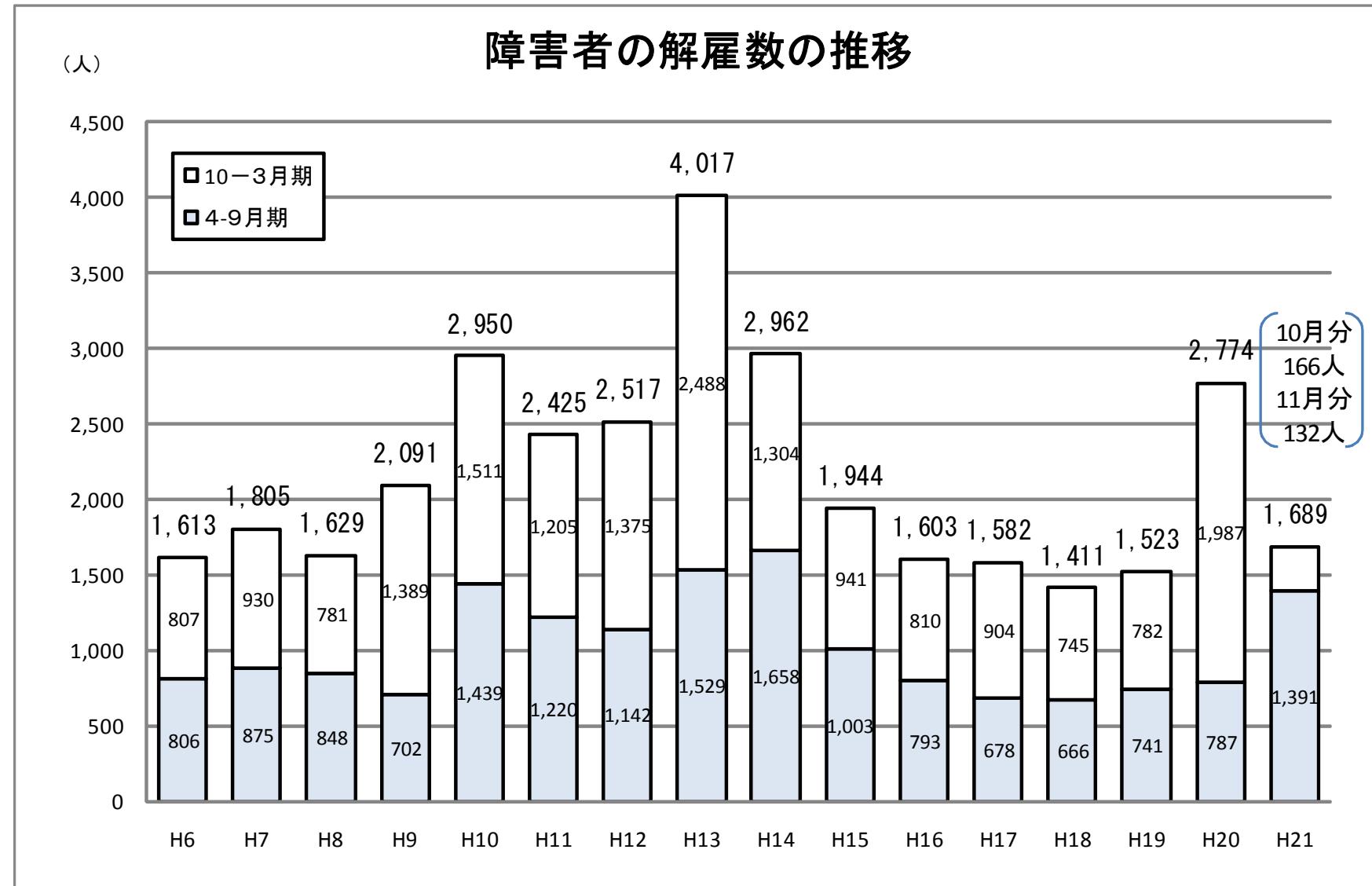
障害者の就職件数の推移



○ ハローワークにおける障害者の就職件数は、ここ数年、前年度比10%程度の伸びを続けてきたところであるが³、一般の雇用情勢の影響等により、19年度後半からその伸びが鈍化し、20年度以降減少傾向に転じている。



<関連データ>



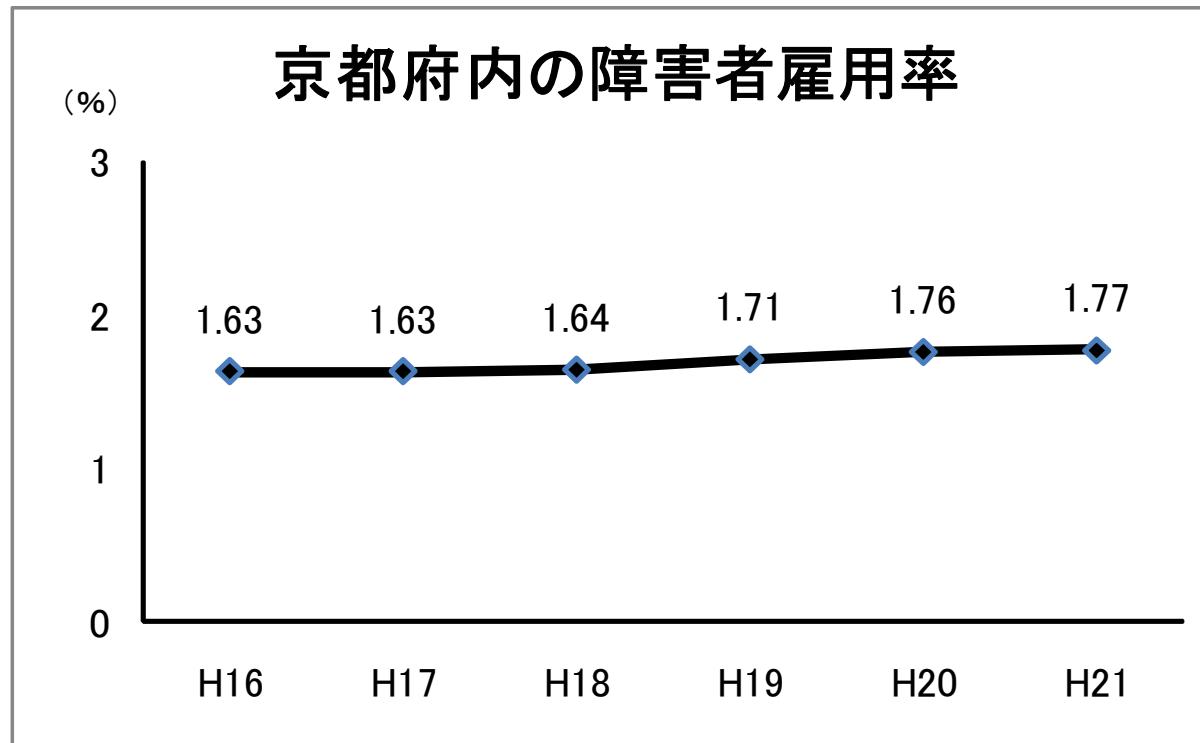
<資料>厚生労働省：障害保健福祉主管課長会議資料（平成22年3月4日開催）



<関連データ>

▶法定雇用率（民間1.8%）は未達成であるが、実雇用率は年々増加している。

- 平成21年度は1.77%で過去最高

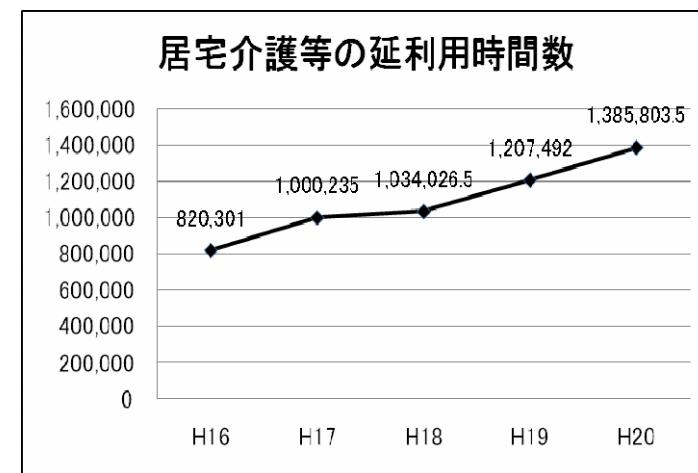
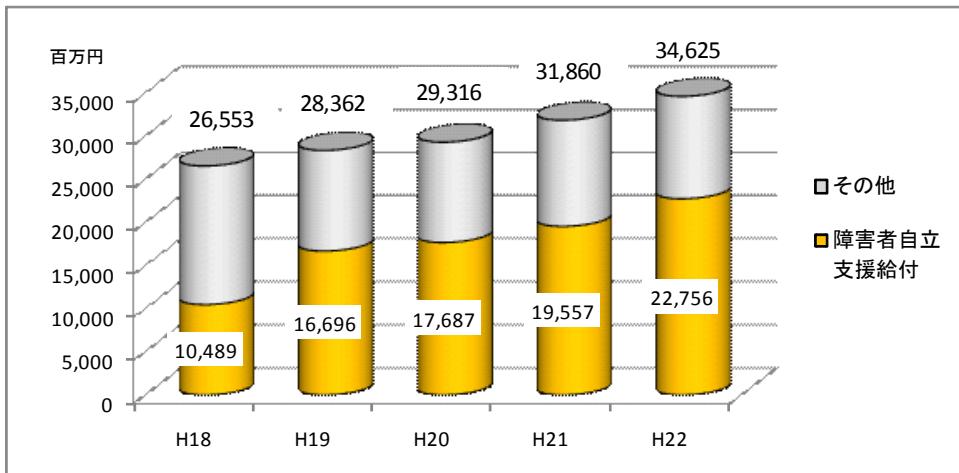




<関連データ>

- ▶障害福祉関連経費は増加、居宅介護等の利用が増加

- 障害者福祉予算は年々増額。平成22年度は、平成18年度の1.3倍になっている。





2-3

論点3 市民と行政の役割分担と共済

◇ 政策の推進に当たって市民や行政が行うべきことは？

<これまでの意見>

- ・障害のある方々を見守る地域ネットワークの構築



<市民と行政の共汎事例>

<本市の事例>

・ふくふくフェスタ

障害者週間啓発事業として、障害のある方の自立と社会参加への意欲を高めるとともに、障害に対する理解と認識をより一層高め、福祉の向上を図るためのイベント。

・障害者地域自立支援協議会

障害者地域生活支援センターを中心に福祉事務所、保健所、障害福祉サービス事業所等で構成し、多様なニーズに対して地域の社会資源が連携して、適切な福祉サービスの利用調整を行うなど、地域において一人一人の障害のある市民を支援する実務的な協議組織として「京都市障害者地域自立支援協議会」を設置。

・こころのふれあい交流サロン

精神障害のある方と地域住民が共に利用でき、気軽に交流できる場として市内16箇所（うち5箇所は精神障害者地域生活支援センターに設置）で運営

・身体障害者相談員・知的障害者相談員・発達相談員

当事者やその家族の立場で、身体障害のある方、知的障害のある方及び発達障害のある方、あるいは、その御家族からの相談を身近な地域で受け、不安や悩みの解消、福祉サービスの利用等に関する助言や関係機関との連絡調整等を行う相談員を委嘱。



2-4

論点4 10年後に目指すべき姿

- ◇ 10年後のあるべき姿やそれが達成された状態を測る指標・目標値は？

<これまでの意見>

•

指標とは・・・

- 10年後の京都の姿を市民と行政が共有するための目じるし
- 市民と行政が共に目指す京都の姿を、言葉や数値で表すもの
- 目標値は、数値で表した指標の10年後に目指すべき水準



<主な指標例>

◆分野別計画で用いている指標

指 標	目標値 (目標年次 23年度)	現況値 (20年度)	備 考
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	130人	85人	
入院中の退院可能精 神障害者の減少数	281人	112人	
福祉施設から一般就 労への移行	50人	25人	



◆政策評価で用いている指標

指標	現況値（20年度）
障害者社会参加促進事業参加者数	8, 895人
こころのふれあいサロンの利用者数	33, 286人
障害のあるひとの就労移行支援事業所数	244人分
精神に障害のあるひとの障害者手帳取得率	47. 9%
移動支援の延利用時間数	417, 824時間
障害者雇用率	1. 76%
障害のあるひとの生活介護事業所数	1, 065人分
ショートステイの利用可能人数	34人分
グループホームの定員数	440人分
居宅介護の延利用時間数	1, 385, 804時間



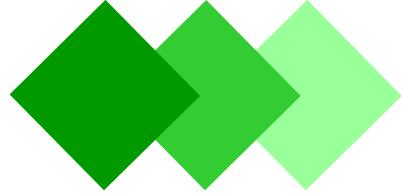
◆1万2千人市民アンケート(※)で提案のあった指標

指標
リフト付バスの普及率
バリアフリー化率
ヘルプがなくても美術館や映画を見に行く事が出来る
作業所等への就職率
障害者のための大学開校
障害者の就業率（公的機関など）
障害者の施設利用料
障害者の就労できる職場の増加率
障害者の働く事業所数
障害者向け看護範囲
障害者施設への運営補助額
障害者施設数（充足度など）
障害者宅への訪問回数、時間
障害者福祉自己負担率
障害者福祉相談機関数
職員の障害者福祉への参加率
親亡き後の高齢障害者の生活の場

指標

養護学校卒業後の障害者の安心して過ごせる場の数

※1万2千人市民アンケート…次期京都市基本計画の策定に当たって実施したアンケート調査(20年度)



3 参考資料

3-1 現状分析関連データ	26P
3-2 主な分野別計画の概要	49P
3-3 融合委員会ワークショップ結果	52P

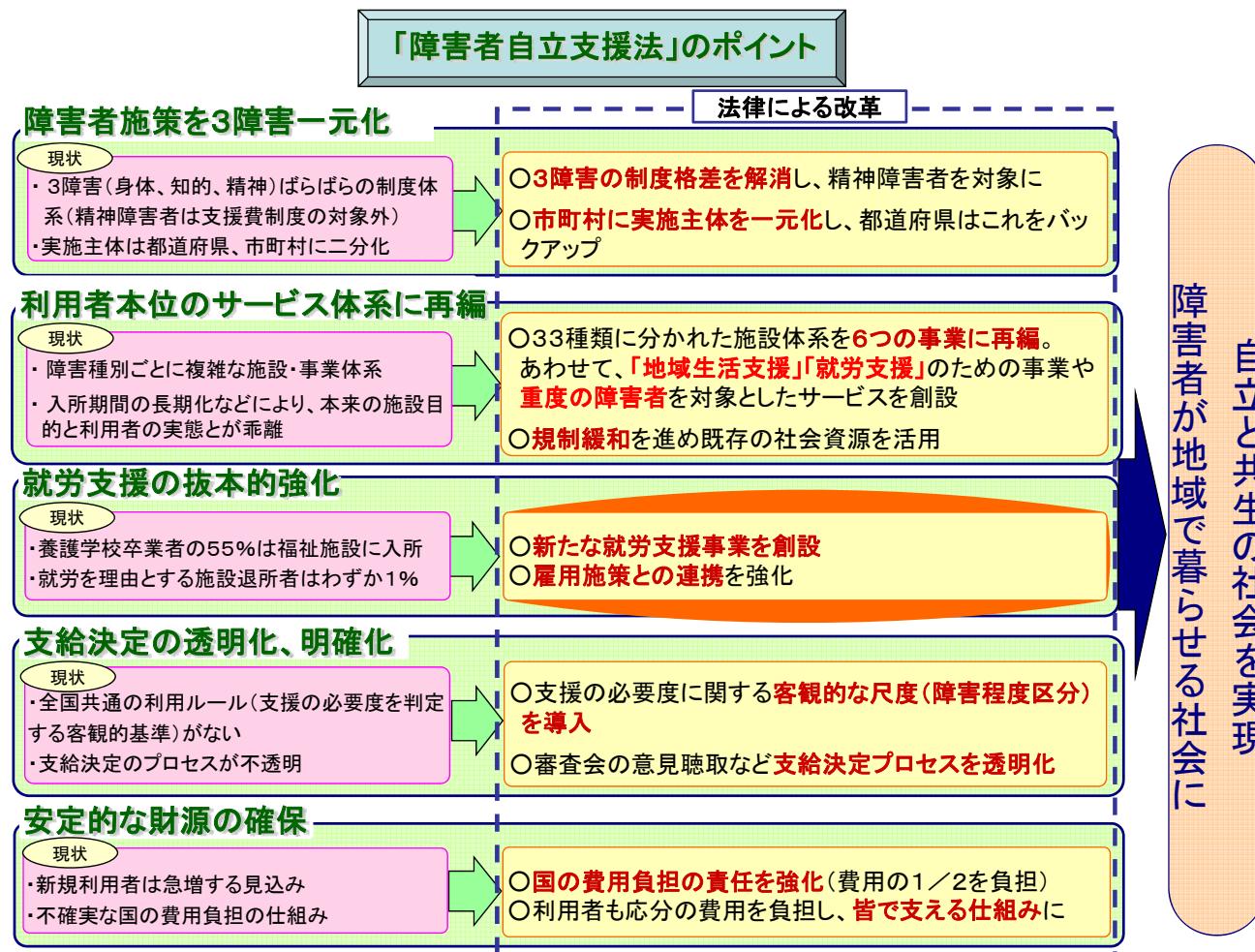


3-1 現状分析関連データ

◆客観データ

機会

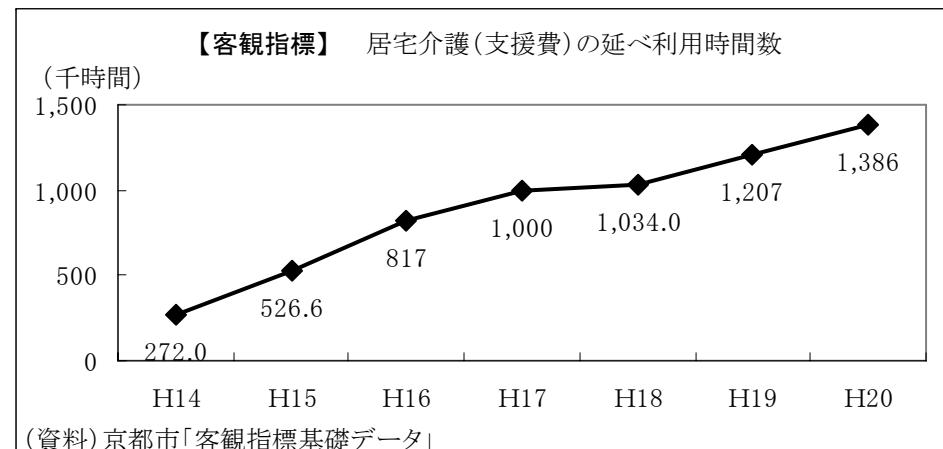
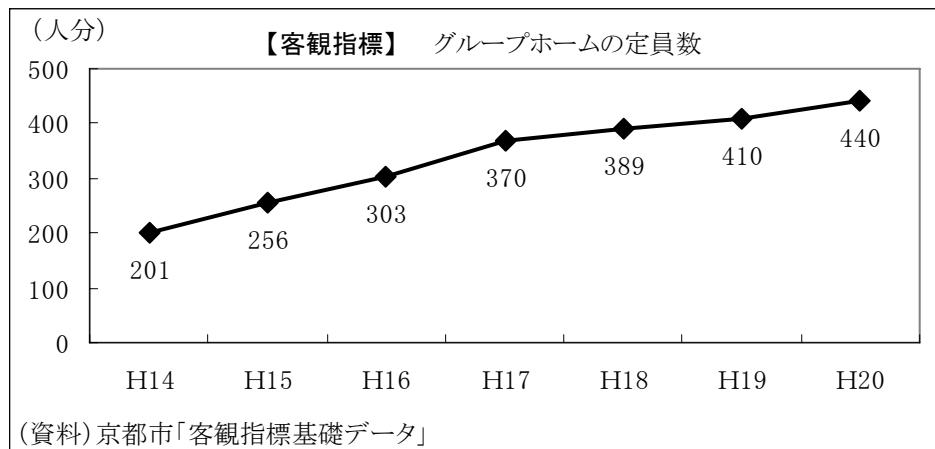
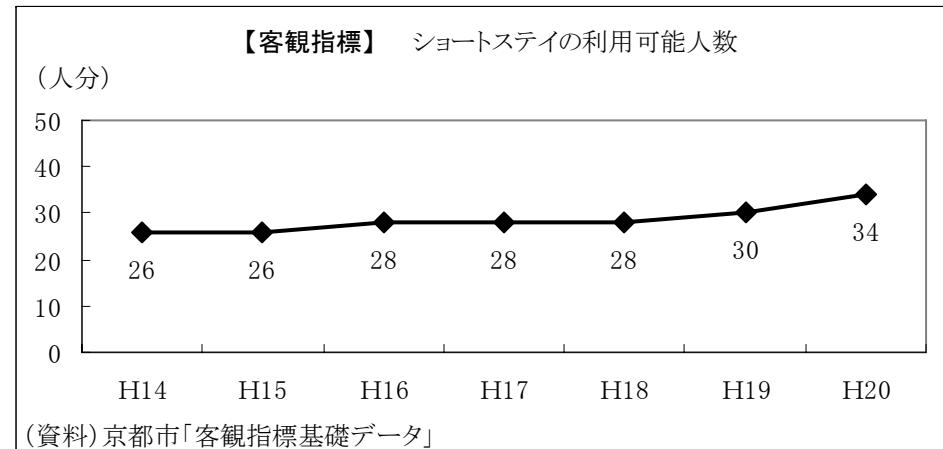
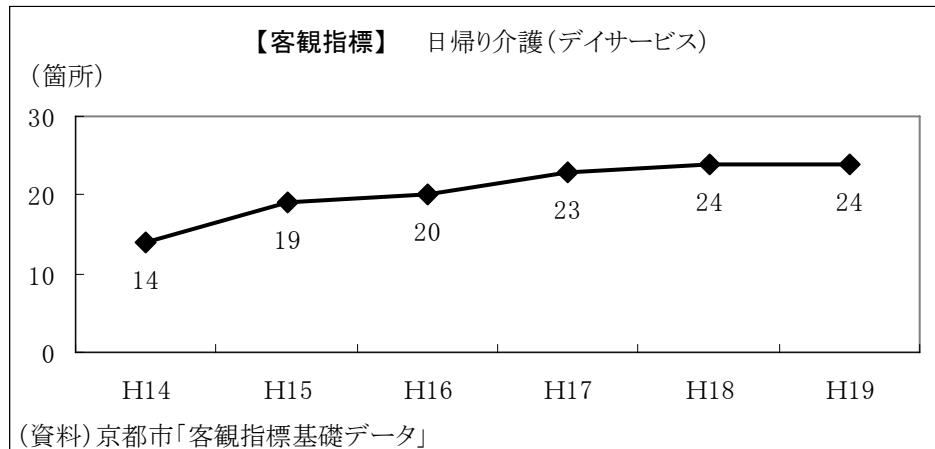
- 国は、施設から地域生活への移行を促進する取組を強化してきており、在宅生活を支える施策の利用は大きく拡大してきている。





◆客観データ

- デイサービス、ショートステイ、グループホーム、居宅介護等の利用が増加



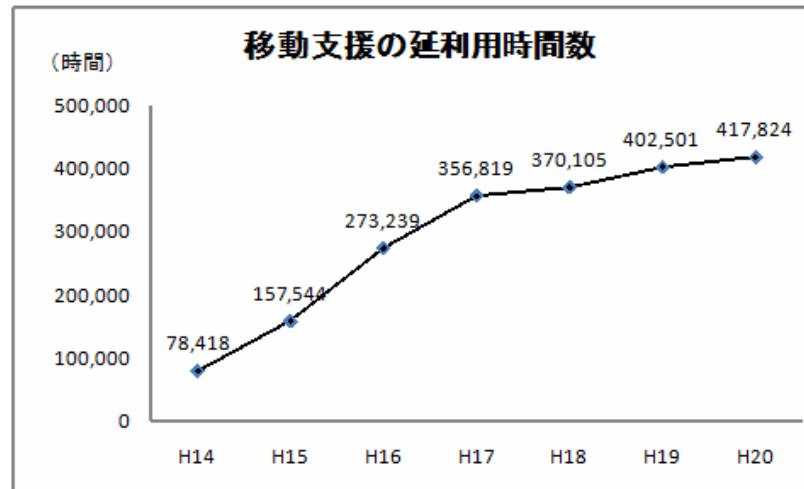
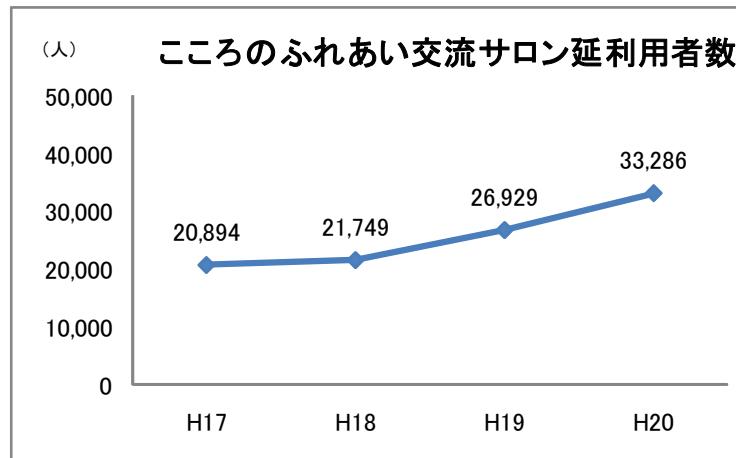


◆客観データ

機会

- 必要な施設の整備促進等により、社会参加促進に係る事業は全体として拡大している。

- こころのふれあい交流サロン、移動支援の利用が増加





◆客観データ

機会

- 就労を推進するための取組を強化してきており、総じて働く機会や場所の提供はやや広がってきてている。

障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業の実施



平成21年度の取組

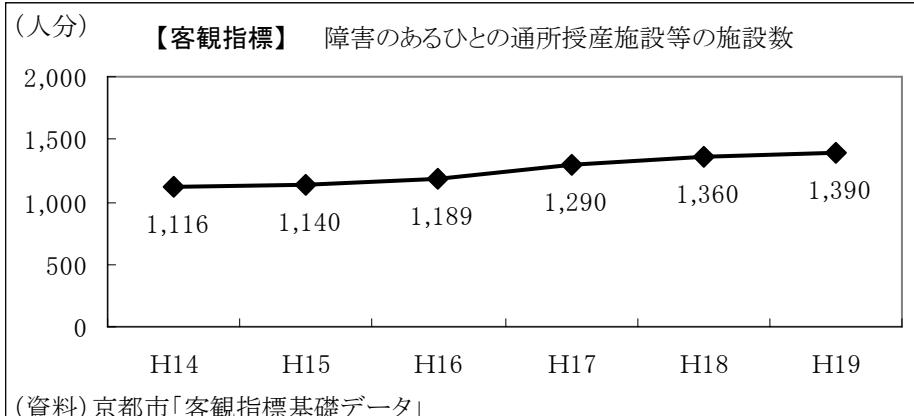
職場実習

- ・平成21年9月、10月、11月、12月の毎月下旬の2週間
- ・知的障害のある方1名、精神障害のある方1名（2箇所）×4クール
- ・一般事務補助、無給

チャレンジ雇用

- ・平成21年1月以降、実習生の中から、2箇月間、京都市の臨時的任用職員（アルバイトB）として採用
- ・知的障害のある方1名、精神障害のある方1名

障害のある人の通所授産施設等の施設数は増加傾向



就労継続支援A型事業所「喫茶ほっとはあと」

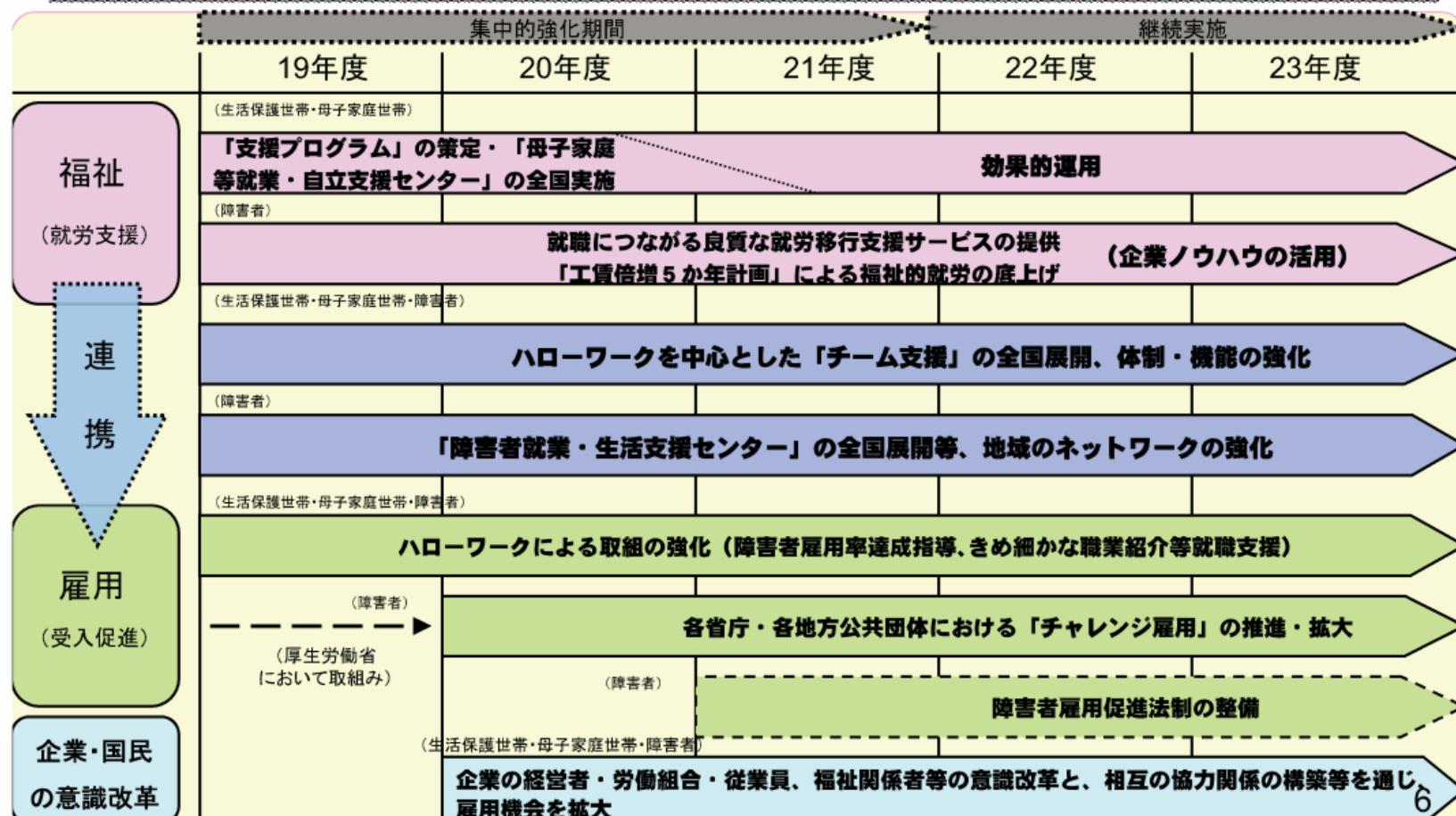




◆客観データ

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定し、「目標」を定め取り組む。(特に、19～21年度に取組を強化)
- 障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯の類型毎に、それぞれ、就労移行に係る全体目標を設定するとともに、個別の取組毎の達成目標も設定する。





◆客観データ

はあとふるジョブカフェ（京都テルサ内）

障害のある方の「働きたい」思いに応える安心のサポート

はあとふるジョブカフェでは、
障害のある方の就職を応援します！

「仕事に就きたいんだけど、どうすればいいの？」「将来について不安なんだけど…」など、就職や生活に関する悩みや疑問、何でもご相談ください。はあとふるジョブカフェでは、一人ひとりの声に耳を傾け、納得できる道と一緒に探していきます。



まずは気軽に
お越しください。

SUPPORT 1
総合相談
窓口

相談・助言

SUPPORT 3
企業体験
企業実習

就職に向けて一歩ずつ進もう。

就職する前に、職場体験・実習先を紹介。仕事や雰囲気に慣れるためにジョブソーターが職場に訪問し、さまざまなお手伝いをします。



あなたに合ったプランづくり。

経験豊富な専門相談員による相談を通して、就労に向けたプログラムづくりを支援します。納得できる道を見つけるために、一緒に考えていきましょう。

関係機関と連携して強力にバックアップ

スキルアップは…

京都府立高等技術専門校、
京都障害者職業センターなど



暮らしについて…

障害者就業・生活支援センター、福祉施設、市町村など

職業の紹介は…

京都障害者職業相談室(ハローワーク)、
ジョブパーク・ハローワークコーナー

SUPPORT 5
職場への定着支援

就職後も
しっかりサポート。

就職が決まても、その後の定着支援がとても大切。ジョブソーターが職場に訪問し、仕事や職場の環境に慣れるまでしっかりとお手伝いします。

ジョブソーターとは？

企業での実習から職場への定着まで、障害のある方、企業の双方にきめ細かなアドバイスを行い、仕事を続けやすい環境づくりをサポートする方々です。

◆客観データ

- 障害者権利条約の国連における採択及び日本政府の署名により、障害のある人に関わる様々な制度が大きく変革する契機となる可能性がある。

障害者権利条約への署名（平成19年9月）



障害者の権利に関する条約 条文構成

(注：見出しあは仮訳であり、今後の国会提出へ向けた作業において変更の可能性がある)

前文

第1条 目的	第26条 リハビリテーション
第2条 定義	第27条 労働及び雇用
第3条 一般原則	第28条 相当な生活水準及び社会的な保障
第4条 一般的義務	第29条 政治的及び公的活動への参加
第5条 平等及び差別されること	第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
第6条 障害のある女子	第31条 統計及び資料の収集
第7条 障害のある児童	第32条 國際協力
第8条 意識の向上	第33条 国内における実施及び監視
第9条 施設及びサービスの利用可能性	第34条 障害者の権利に関する委員会
第10条 生命に対する権利	第35条 締約国による報告
第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態	第36条 報告の検討
第12条 法律の前にひとしく認められる権利	第37条 締約国と委員会との間の協力
第13条 司法手続の利用	第38条 委員会と他の機関との関係
第14条 身体の自由及び安全	第39条 委員会の報告
第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰から	第40条 締約国会議
第16条 摹取、暴力及び虐待からの自由	第41条 寄託
第17条 個人が健全であることの保護	第42条 署名
第18条 移動の自由及び国籍についての権利	第43条 拘束されることについての同意
第19条 自立した生活及び地域社会に受け入れられること	第44条 地域的な統合のための機関
第20条 個人的な移動を容易にすること	第45条 効力発生
第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用	第46条 留保
第22条 プライバシーの尊重	第47条 改正
第23条 家庭及び家族の尊重	第48条 廃棄
第24条 教育	第49条 利用可能な様式
第25条 健康	第50条 正文
	末文



◆客観データ

脅威

- 障害のある人からは、依然として、障害のある人に対する理解や関心を求める声が多く、啓発の推進が求められている。

・「福祉施策の要望」で「障害のある人に理解と関心をもつ」と回答した人の割合

	H8	H13	H18
身体障害	23.1	23	20.4
知的障害	43.6	40.1	34.6

・「福祉施策への要望」で「精神障害やてんかんに対する理解」と回答した人の割合

	H18
精神障害（入院患者）	17.2
精神障害（通院患者）	42.5
精神障害（家族）	34.7

<資料>京都市障害者生活状況調査報告書

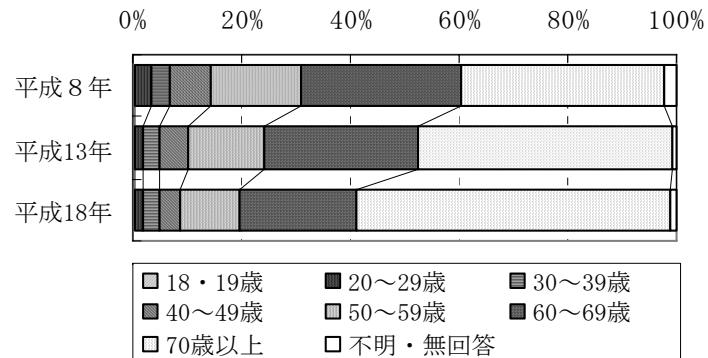


◆客観データ

脅威

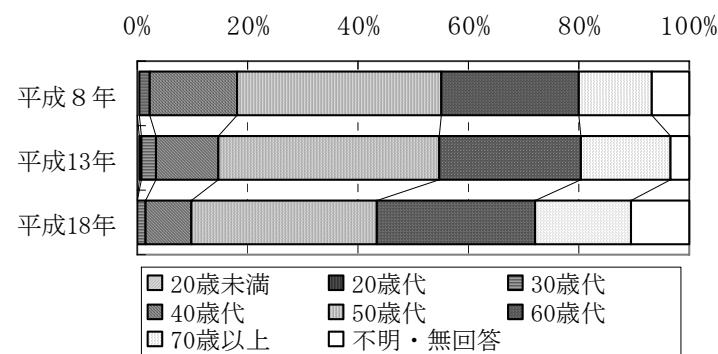
- 障害のある人やその家族の高齢化が進展する中で、協働の取組の担い手（実施者）が少なくなってきた。

身体障害のある人の年齢



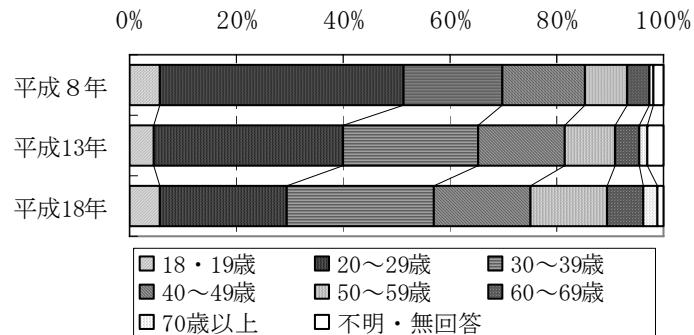
(資料) 京都市障害者生活状況調査報告書

知的障害のある人の主な家族介助者の年齢



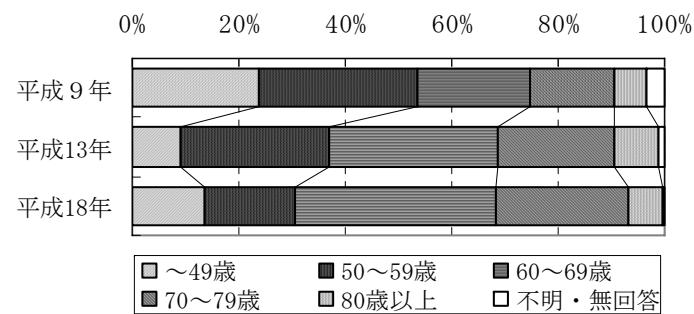
(資料) 京都市障害者生活状況調査報告書

知的障害のある人の年齢



(資料) 京都市障害者生活状況調査報告書

精神障害のある人の家族の年齢



(資料) 京都市障害者生活状況調査報告書



◆客観データ

脅威

- 震災や風水害の発生時における避難に不安の声がある。

災害時の不安 〈複数回答2〉

(単位:%)

	身体・知的調査		精神調査
	身体障害者	知的障害者	通院患者
自分で避難ができない	40.2	24.7	16.6
初期消火ができない	24.7	42.0	31.6
医療器具の使用・服薬ができなくなる	30.0	9.6	32.6
避難所での滞在	11.8	14.3	17.9
情報の取得	11.4	16.0	15.1
その他	7.2	10.6	9.0
特にない	18.4	23.4	24.1
不明・無回答	11.9	10.7	9.6
合 計	155.6	151.3	156.7
N	879	764	819

＜資料＞京都市障害者生活状況調査報告書



◆客観データ

脅威

- ▶ 地域生活移行や一般就労への移行が進んでいる中、障害のある人のニーズが多様化している。

数値目標(障害福祉計画)の進ちょく状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
第1期計画策定時の施設入所者数	1,236 人	平成17年10月1日現在
平成23年度末の入所者数	1,171 人	入所施設の定員減予定数を105人分と見込むが、待機者や新規施設整備等を考慮し、65人分の定員減を見込む。
<目標値>削減見込	65 人	
平成21年度の入所者数	1,212 人	平成21年4月1日
<目標値>地域生活移行者数	130 人	平成23年度末までに施設からグループホーム等に移行する方の数。第1期計画策定時の入所者数の10%程度が地域生活に移行することを目指す。
平成20年度末までの地域生活移行者数	85 人	平成17年10月1日～平成21年3月31日

【内訳】

⑯	⑯	⑯	⑯
26	33	19	7

(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少数

項目	数 値	備 考
第1期計画策定時の入院者数	3,614 人	平成16年6月30日現在の市内病院の入院者数
退院可能精神障害者数	328 人	京都府調査による受入条件が整えば退院可能な精神障害者数
<目標値>減少数	281 人	平成23年度末までに減少を目指す数。平成18年度の本市退院促進支援事業対象者数などを基に積算した。
平成20年度末までの減少数	112 人	平成18年4月1日～平成21年3月31日

【内訳】

⑯	⑯	⑯
56	28	28

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数 値	備 考
第1期計画策定時の年間一般就労移行者数	11 人	平成17年度中に福祉施設を退所し、一般就労した方の数
<目標値>年間一般就労移行者数	50 人	平成23年度において福祉施設を退所し一般就労する方の数。第1期計画策定時の4倍程度とする。
平成20年度年間一般就労移行者数	25 人	平成20年度中に一般就労した方の数

【参考】

⑯	⑯
27	32



◆客観データ

脅威

- 高次脳機能障害などの「制度の谷間」への支援ニーズが顕在化している。

障害者基本法に係る障害当事者等からの意見

障害者の定義	<ul style="list-style-type: none">・障害者権利条約の規定を十分に考慮し、障害がすべての種類の機能障害に関連するもので、態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点を含めること。・発達障害を明確に位置付けること。
--------	--

中央障害者施策推進協議会 第5回 配布資料

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

三党連立政権合意書

障害者部会におけるこれまでの主な意見及び団体ヒアリングにおける主な意見

①障害者の定義

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 権利条約の批准に向け、現行の「医療モデル」から「社会モデル」への転換を考えるべき。○ 「医療モデル」が必要な部分もあり極端にならないような議論が必要。○ 知的障害者福祉法も身体障害者福祉法も障害者基本法の水準に追いつくべき。○ 福祉とは別の分野で、障害の範囲として認定されることを望んでいる人もいる。○これまでサービスの必要性の認定の議論と社会参加施策への参加要件の議論が混乱している。○ サービスの必要性の認定の議論をした時に、標準化の議論をするのか、個別化の議論をするのかによって方向性が違う。○ 発達障害、高次脳機能障害、難病など障害者の定義付けを見直すべき。 | <ul style="list-style-type: none">○ 国際水準に見合ったものとすべき。○ 発達障害、難病を含めた見直しが必要。○ 自閉症、ADHD、学習障害等の発達障害をサービスの対象として明記。 |
|---|---|

社会保障審議会障害者部会（第38回）配布資料



◆客観データ

強み

- ▶ 障害者団体やボランティア団体との協働により、啓発活動、社会参加や地域生活を支援する施策を先進的に実施してきた実績がある。

京都市障害者体育大会



ふくふくフェスタ



全国車いす駅伝競走大会



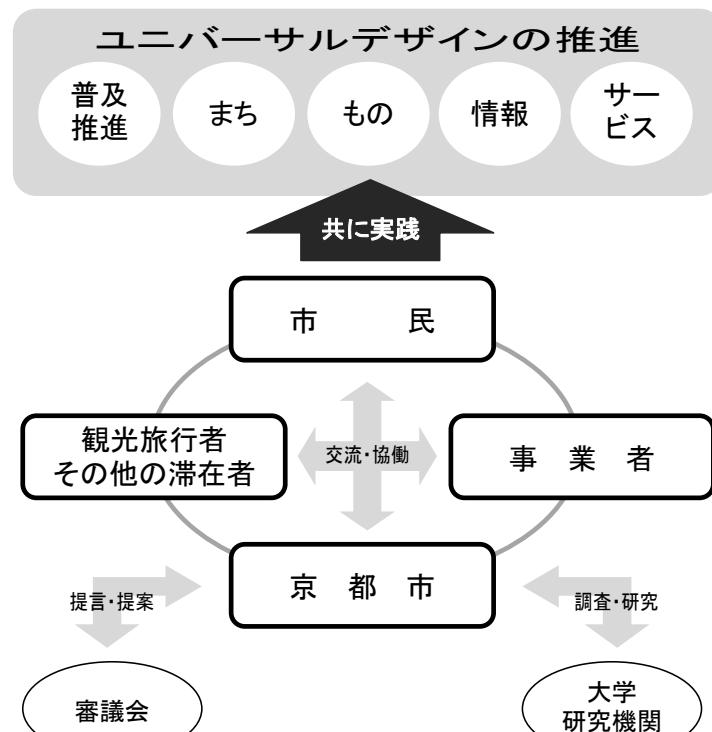
◆客観データ

強み

- ▶ 全ての人にとって生活しやすい社会環境整備を目指し、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定

◆京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例 (平成17年4月施行) 政令市初

◆京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針 (平成17年12月策定)



H18~20 普及推進
H21~23 各主体の取組充実
H24~ 取組の継続

<これまでの主な取組>

- 国際ユニバーサルデザイン会議
- みやこユニバーサルデザインシンボルマークの制定
- 啓発冊子の作成
- みやこユニバーサルデザイン賞の実施
- みやこユニバーサルデザインフォーラム
交流協働支援
- ユニバーサル上映(字幕, 音声ガイド付き上映)補助制度

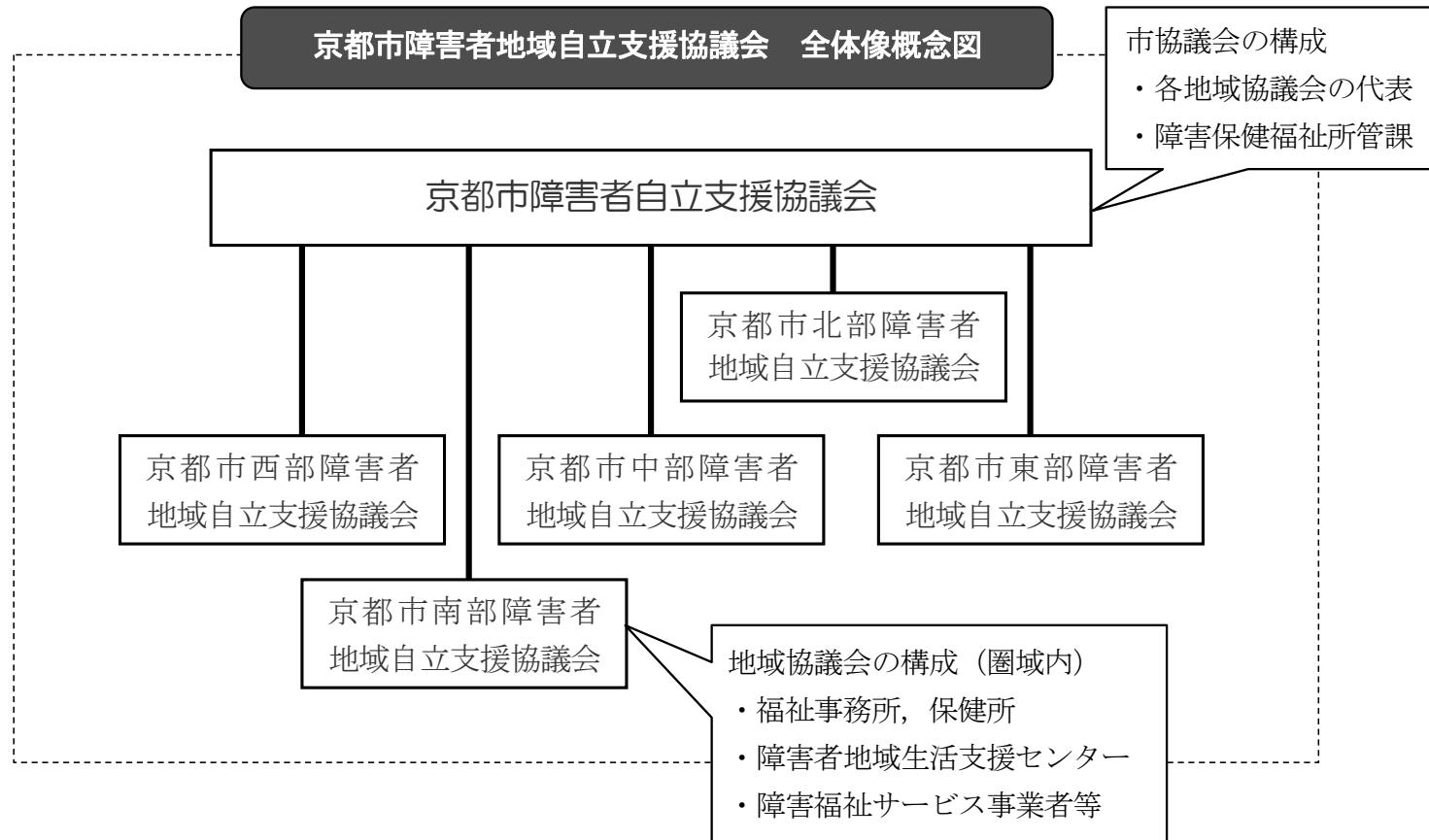




◆客観データ

強み

- 地域生活を支える相談支援機能、就労を推進する連携・協働の仕組みは整備されてきた。





◆客観データ

強み



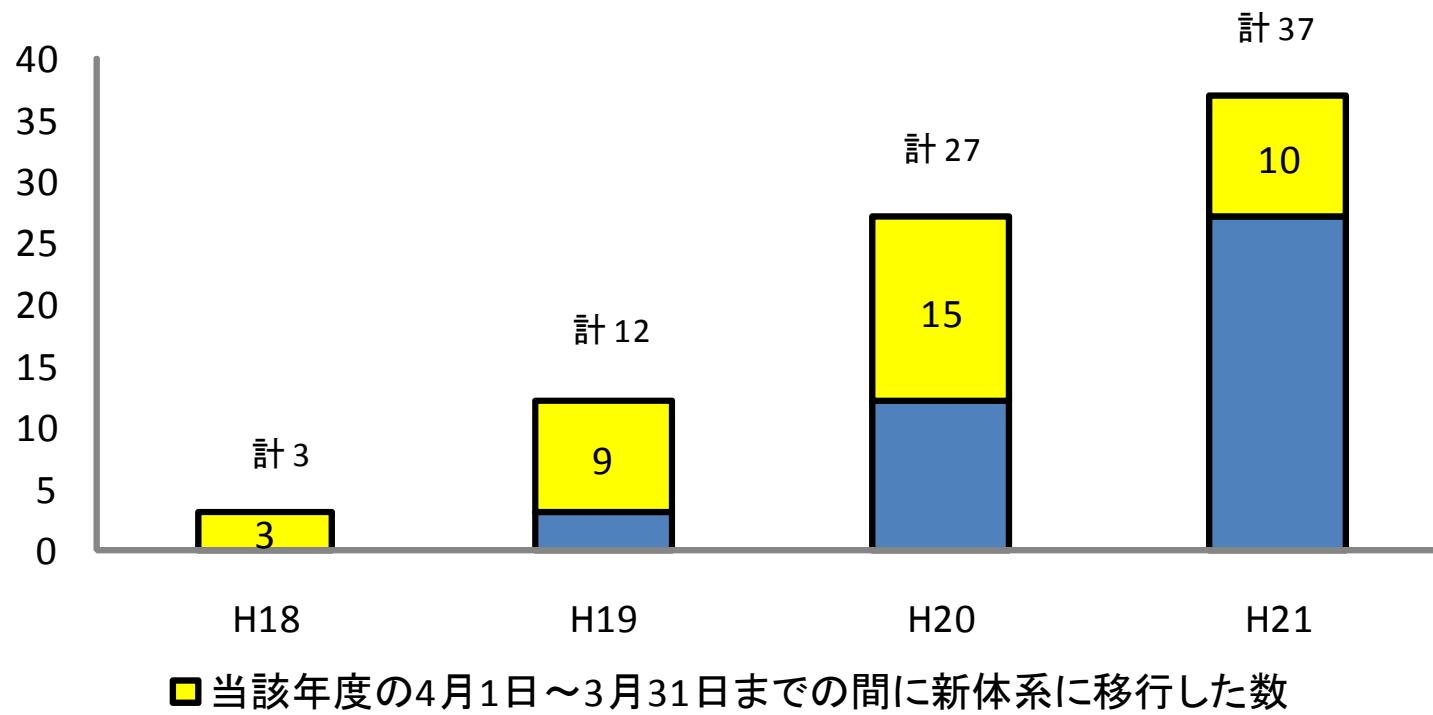


◆客観データ

強み

- ▶ 地域活動支援センター（共同作業所型）や小規模通所授産施設の障害福祉サービス事業所への移行を支援する制度・施策が充実してきた。

地域活動支援センター(共同作業所型) 及び小規模通所授産施設の移行状況





◆客観データ

弱み

- 障害福祉制度は改正が繰り返されており、市民や事業者にとって分かりやすく安定した制度となるようにしていく必要がある。

障害者自立支援法に係る制度改正の動き

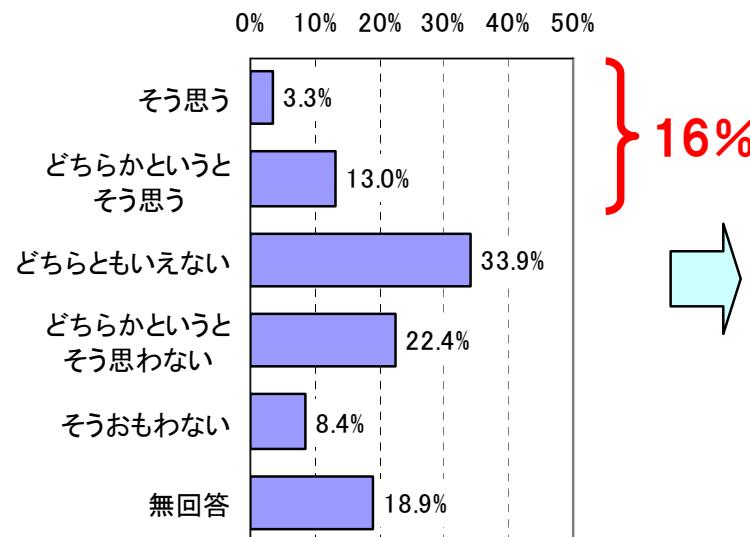
	本市	国
18年 4月	「京都方式」の創設	障害者自立支援法の一部施行
10月		障害者自立支援法の全部施行
12月		国が「特別対策」を発表（平成18年度～20年度 1,200億円）
19年 4月	「新京都方式」の実施	「特別対策」による利用者負担の更なる軽減
12月		「特別対策」による事業者に対する激変緩和措置（9割保障等）を実施
20年 4月		「緊急措置」の発表
7月	「新京都方式」の更なる拡充	「緊急措置」による通所サービスの報酬単価を約4.6%引き上げ
21年 4月	「新京都方式」の継続	「緊急措置」による利用者負担の更なる軽減
7月		特別対策等による利用者負担軽減策を継続
		総額で約5.1%の報酬改定を実施
		利用者負担軽減策の一部拡充



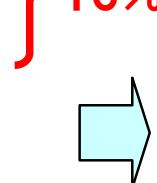
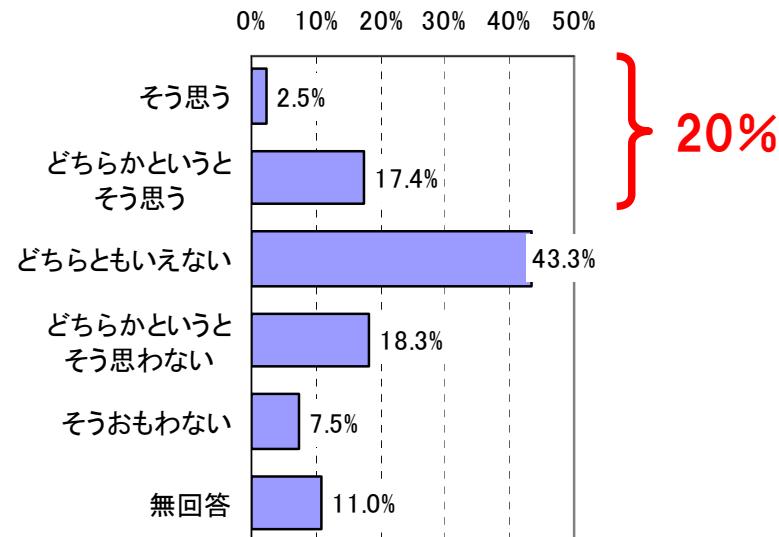
◆市民の声

✧ 「障害のある子どもや保護者の養護が足りない子どもに対する子育て支援が十分に行われている。」と思う人は増加
(京都市市民生活実感調査の経年比較)

<平成16年度>



<平成21年度>

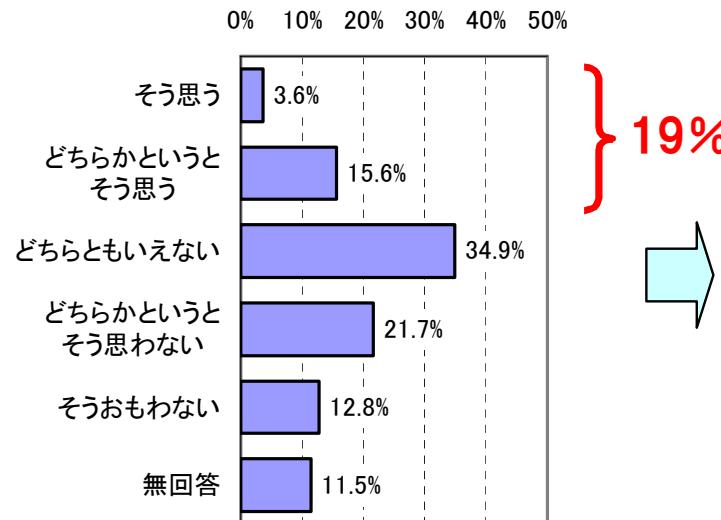




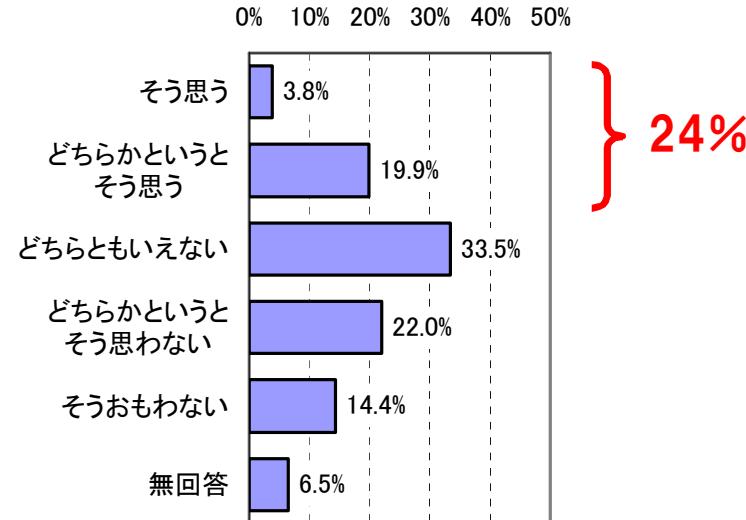
◆市民の声

◆ 「障害のあるひとやその家族を支えるホームヘルプ（訪問介護）などのサービスが充実している」と思う人が増加
(京都市市民生活実感調査の経年比較)

<平成16年度>



<平成21年度>

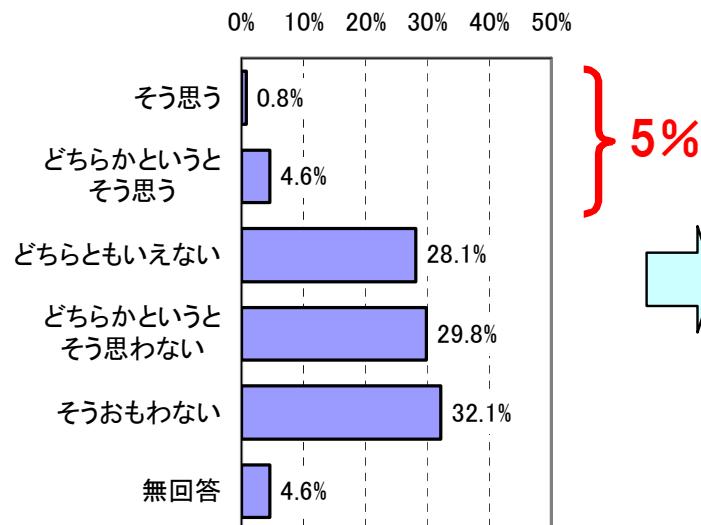




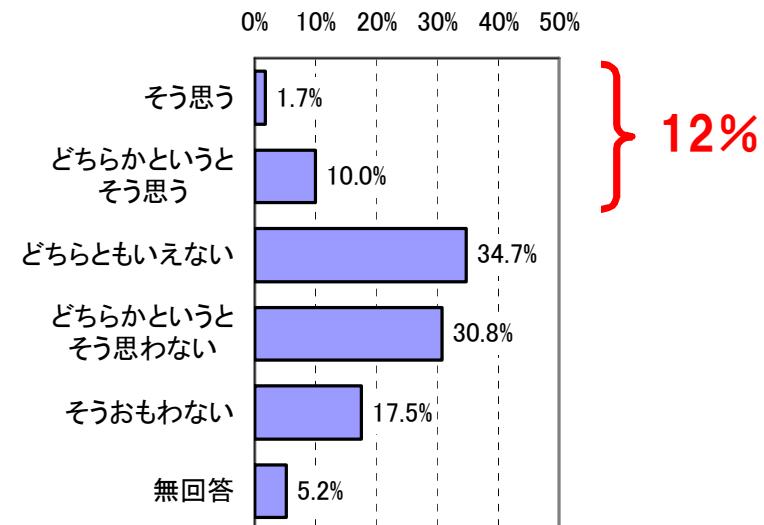
◆市民の声

✧ 「高齢者や障害のあるひとの働く場が確保されている」と思う人が増加 (京都
市市民生活実感調査の経年比較)

<平成16年度>



<平成21年度>



} 5%



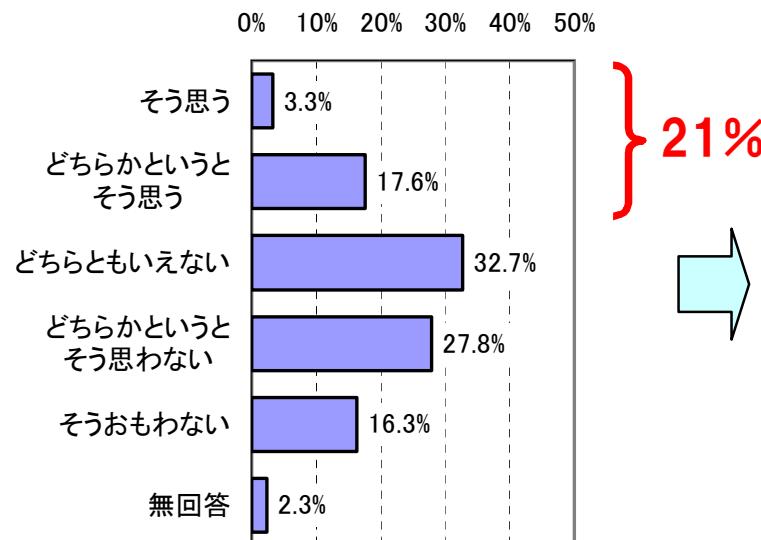
} 12%



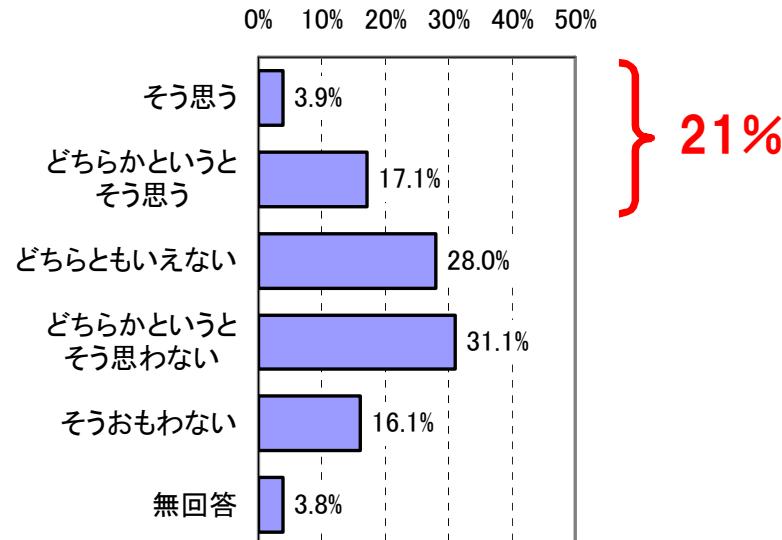
◆市民の声

✧ 「高齢者や障害のあるひとが社会参加できる機会が十分ある」と思う人は横ばい（京都市市民生活実感調査の経年比較）

<平成16年度>



<平成21年度>





◆各区基本計画策定に当たって出された課題

上京区	<ul style="list-style-type: none">・児童・高齢者・障がいのある方々と共に支え合い支援していく住民主体の活動の充実・福祉関係機関などの連携による、利用しやすい情報提供や、相談しやすくする取組の充実
山科区	<ul style="list-style-type: none">・障害者自立支援法では、本人、市町村、国民の責務として、障害のある人の社会参加を進めるべきことが示されている。これについて、次期計画の障害者福祉に係る記述の中で項目を起こしてもらいたい・障害のある子どもの親として、地方でなく、住み慣れた地域での安全で住みよい生活を望んできた。いま、子どもも親も利用しやすい施設があり、過ごしやすいまちになってきてている
下京区	<ul style="list-style-type: none">・災害時に配慮を要する人の名簿の扱いが問題となっているが、地域でも独自に把握している事例がある
西京区	<ul style="list-style-type: none">・地域による子どもや高齢者の「見守り」など、地域ぐるみで安心して子育てができるまちづくり、高齢者や障害者が健やかに暮らせるまちづくりを進めることが必要・保健、医療、福祉の各分野で活躍するさまざまな主体が連携し、区民が生涯にわたっていきいきと健やかに暮らせるまちづくりを進めることが必要



3-2 主な分野別計画の概要

名称	支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画2008-2012）
策定年月	2008（平成20）年10月
計画期間・目標年次	2008（平成20）年度～2012（平成24）年度
趣旨	<p>平成15年3月に策定した「京都市障害者施策推進プラン」が、平成19年度をもって計画前半期を終え、重点項目の取組等に一定の区切りがついたこと、またこの間に「障害者自立支援法」や「発達障害者支援法」等の法整備をはじめとして、国連における障害者権利条約の採択及び我が国の署名などの障害のある市民を取り巻く状況の変化があったこと、さらには平成18年11月に実施した「京都市障害者生活状況調査」の結果等を踏まえ、計画前半期の後継プランとして、計画後半期に実施する新規の取組や充実する施策を新たに設定して策定するものです。</p> <p>なお、基本目標などプランの基本的な考え方については、平成15年の計画前半期のプラン策定時に、10年間の計画期間を見据えて長期的観点から定めたものであることから、計画後半期の「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画）」においても、継承することとします。</p>
主要施策と実施状況等	<p>プランの基本的な考え方</p> <p>（1）基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支え合い安心してくらせるまちづくりを推進します。</p></div> <p>ア 障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重される</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害のある市民もない市民も、人権を尊重される社会の対等な構成員、権利の主体であるとともに、社会の一員として責任を分担します。・ 「人権文化」の構築による人権の尊重と協働を通じた相互理解を促進します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"><p>障害のある市民が社会の一員として、等しく普通に地域生活を送ることのできるまちをめざします。</p></div>



主要施策と実施状況等

イ 障害の有無にかかわらず、すべての市民がいきいきと活動する

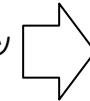
- ・ソフト・ハード両面でのバリアフリー社会の実現をめざします。
- ・自己の選択・決定により社会の諸活動に参加・参画できるまちの実現をめざします。
- ・積極的に社会参加ができる場所や機会に恵まれ、生きがいのある心豊かな生活ができるまちの実現をめざします。



障害のある市民が能力と適性に応じて活動する場を得て、いきいきと暮らすまちをめざします。

ウ 障害の有無にかかわらず、すべての市民が相互に支え合い安心してくらす

- ・住み慣れた地域社会で安心してくらせるよう、ライフステージに応じた施策を推進します。
- ・すべての社会構成員の協働のもと、くらしの支援のネットワークが充実したまちの実現をめざします。



障害のある市民が地域社会の中で、必要なサービスを適切に利用し、安心して暮らすまちをめざします。

(2) 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

(3) 施策体系

次の7つの分野から障害者施策の推進を図ります。

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 みとめあう | ～人権の尊重と理解・協働の促進～ |
| 2 ささえあう | ～相談支援と情報・コミュニケーション支援の強化～ |
| 3 すこやかに | ～保健・医療の充実～ |
| 4 はぐくむ | ～教育・育成の充実～ |
| 5 くらす | ～地域社会生活への支援の拡充～ |
| 6 はたらく | ～雇用促進と就労支援の強化～ |
| 7 ととのえる | ～生活環境の整備と生活の質の向上～ |



主要施策と実施状況等	<p>(4) 施策を推進する基本的な考え方</p> <p>行政機関（京都市・京都府・国）はもとより、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野における関係団体や事業者、障害のある市民を含めた地域住民など、障害保健福祉に関わるすべての者が、公助である公的サービス、共助である市民相互の支え合い、更には自助である市民自らの自立への営みとが相俟った、自助・共助・公助の考え方に基づき、お互いが支え合う精神を大切にして、それぞれの役割を分担しながら共汗・協働により施策を推進することを基本とします。</p> <p>また、本市においては、限られた財源の有効活用や新たな施策の創設のために、既存事業の見直しを行い、時宜に応じた施策の展開を図るものとします。</p>
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000051371.html



3-3 融合委員会ワークショップ結果

未来像	重点戦略
○100年（10年）の計画は規制や切り捨てを伴いやすい 弱いものを支えながら (高齢者や子どもや障害者 etc)	<ul style="list-style-type: none">・都市部の創生はうまくいっている<ul style="list-style-type: none">・147万都市でみれば・・・・周縁部のミニ開発地区・まちづくり+福祉の融合戦略が必要・袋路の高齢者
○子どもから高齢者まで世代を超えた日常交流のある地域づくり	
○ノーマライゼーション発展型まちづくり	
○カテゴリーのない社会 (子ども、しうがい者)	